

大崎税第 1859 号
令和 8 年 2 月 16 日

公益社団法人 大崎法人会
会長 早坂 竜太 様

大崎市長 伊藤 康志



令和 8 年度税制改正に関する提言に対する回答について

向春の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より、本市行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます
さて、令和 7 年 12 月 2 日付で提出のありました表題の件につきまして、別添
のとおり回答しますのでよろしくお願いいたします。

担当 大崎市総務部税務課

TEL 0229-23-2148

FAX 0229-23-2475

e-mail zeimu@city.osaki.miyagi.jp

「令和 8 年度大崎市長・大崎市議会への要望事項」への回答

1. 物価及びエネルギー価格高騰への対応(子どもの貧困、子どもの安全対策を含めて)

新型コロナウイルスによる活動制限、ロシアのウクライナ侵略及びイスラエルとハマスの戦闘激化に端を発する中東情勢の緊迫等により世界経済が動揺し、日本においては、日米の金利格差を背景とした円安が長期化している。

それにより輸入依存度の高い石油関連製品、家畜飼料を含む食料及びエネルギーの価格が上昇し、消費者物価を押し上げ家計を直撃している。

政府主導の働き方改革や労働者賃金の引き上げが進むものの、物価上昇分を差し引いた実質賃金は目減りしており、市民生活は決して楽になっているとは言えない。

また、急激な賃金の引き上げ(最低賃金の上昇)は、多くの中小企業においては、労働コストの価格転嫁が進まず経営の重荷になって来ている。

現状、市民生活、中小企業・小規模事業者の経営共に厳しい状況にある。

- ・ 諸物価高騰は、市民生活に暗い影を落としている。自治体での対応には限界があると考えるので、国及び宮城県に対し、強力な物価高騰対策の実施を求めて欲しい。

(担当:政策課)

本市といたしましては、物価及びエネルギー価格の高騰が家計や地域経済に大きな影響を与えていることから、市民や事業者に対する継続的な支援が必要であると受け止めております。

市の各種施策を着実に推進するため、昨年 5 月に、自由民主党の幹事長及び政務調査会長に対し、国による制度整備や財政的支援に関する34項目の要望書を提出いたしました。物価高騰対策としては、農畜産業者や中小企業等への財政的支援、生活必需品の価格安定化、学校給食無償化の早期実施などを要望したところです。国におきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、これまでも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が交付されており、本市に対しましても、令和 7 年 12 月の補正予算により追加交付が決定したところであります。

本市では、引き続き物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民生活及び事業者の下支えとなるよう、地域の実情に即した支援策を講じてまいります。

- ・ 消費者の購買(消費)意欲が低下しているので、消費刺激策として、プレミアム分が 1 億円規模のプレミアム商品券(パタPAY)の発行を行うべきである。

また、パタPAYをマイナカードと紐づけし所得情報を参照できる様にして、所得により購入上限額やプレミアム率に幅を持たせるなど生活困窮世帯への支援にもつながる方法で実施すべきである。

(担当:産業商工課)

地域経済の回復に寄与するプレミアム商品券等の実施については、「みやぎポイント」を活用した商品券事業の可能性について検討しております。実施に当たっては、「みやぎポイント」の機能の拡充が前提となることから、「みやぎポイント」の機能追加等の状況を注視しながら、プレミアム商品券事業の実施に向けた検討を進めてまいります。

なお、プレミアム商品券事業の実施の可能性を検討している「みやぎポイント」は、マイナンバーカードの紐づけが必須であります。しかしながら、割増ポイント事業は、主に消費喚起や地域事業者の支援を目的として検討しているものであり、生活困窮者支援とは目的が異なるものと認識しております。

また、プレミアム商品券事業は、消費喚起と生活者の支援に繋げることを目的としておりますことから、所得状況により購入上限を設けるなどの制限を設けることは難しいものと捉えております。

- ・ 現在増えつつある低所得者世帯、生活困窮世帯への支援を強化すべきである。(一方で生活保護等の不正受給の取り締まりも強化すべきである)

(担当:社会福祉課)

令和7年度におきましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響が大きい低所得者の負担軽減を図るため、令和6年度からの継続事業として住民税非課税世帯向けに1世帯当たり3万円、均等割のみ課税世帯に1世帯当たり1万円を支給いたしました。また、所得税等の減税実施に伴い、減税しきれなかったと推定される額について、不足給付金を支給いたしました。今後も国・県の状況を見極めながら、支援策の検討を行ってまいります。

生活保護制度につきましては、不正受給を防止する観点から、収入・支出その他生計の状況に変化等があったとき、速やかに社会福祉事務所に届け出なければならないことが生活保護法第61条に規定されております。

未申告や虚偽の申請等により保護金品を受給した場合は関係機関に対し調査を実施したうえで、同法第78条の規定に基づき支弁した保護費の返還が生じるとともに、場合により同法第85条の規定に基づき処罰される可能性があります。

そのため生活保護を受給する全世帯に対し届け出義務について周知徹底することと併せ、生活実態の把握、課税調査の徹底など不正受給の未然防止・早期発見に取り組んでおります。

- ・ 貧困の連鎖を断ち切るため、子ども食堂等、子ども貧困対策を強化すべきである。

(担当:子育て支援課)

こどもの貧困対策については、政府が「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、こども施策の基本的な方針をまとめた「こども大綱」の中で、こどもの貧困・格差の解消が重要事項の一つとして明示され、官民が連携して解消に向けて取り組むべき事項となっております。

子ども食堂については、従来から県が各実施団体のネットワーク化等に対する支援を行っており、ネットワークを通じて補助金の交付や食材寄附申出者との結びつけ、事業継続に関する相談受付なども行われております。

本市といたしましても、国、県の動向を注視しながら、令和7年4月に設置したこども家庭センターでの相談支援やその他、庁内関係部署での取り組みなども参考に、本市が抱える子どもの貧困格差の実状を捉え、今後必要な支援のあり方を検証してまいります。

- 一方で、「子ども食堂」があるだけでは最も支援が必要なところに支援が届かないこともあるので、声を上げることができない層に支援が届く様な丁寧な仕組みづくりをすべきである。

(担当:子育て支援課)

NPO法人や民間活動団体の協力により運営される子ども食堂については、地域のつながりを形成し、子育て支援の役割を担う大変すばらしい取り組みであると認識しております。

しかしながら、本当に支援を必要としている方々が自らそこにたどり着けない場合や、生活困窮や様々な事情を抱えた家庭では、相談場所が分からない、あるいは支援を求めることに心理的なハードルを感じるなど、声を上げられない状況にあることも課題として受け止めております。

今後は、子ども食堂が単なる食事提供の場にとどまらず、適切な支援につなげるための相談機能を持ち合わせることで、行政サービスとの緊密な連携や体制づくりなども期待されることです。さまざまな機会を通じ、潜在的なニーズを捉えることで、困り感に沿った必要な支援が図られるよう、官民連携で進めてまいります。

- 放課後児童クラブや学童保育が足りていないため増やすべきだ。また、在籍する小学校から離れていることも多く、施設間での格差もあるため是正すべきである。

(担当:子育て支援課)

共働き世帯の増加や多様なニーズの高まりに伴い、放課後児童クラブの利用登録者数は増加しております。これにより、待機児童数は全体としては減少傾向にあるものの、近隣における宅地開発や地域の経済動向などの影響を受け、一部地域では継続的に発生している状況にあります。

現在、待機児童が生じている施設は、古川地域で2施設、鹿島台地域で1施設となっております。本市では、これらの地域の実情を踏まえながら、保育スペースの拡大や地域資源の活用を含め、実施場所等の検討を進めております。

なお、古川第二小学校区の放課後児童クラブにおける待機児童の解消に向け、学校敷地内に整備を進めてまいりました放課後児童クラブのサテライト室が、令和7年12月25日に完成したことにより、令和8年度から待機児童の解消が図られます。

さらに、古川第二小学校区におきましては、放課後児童クラブを古川東児童センタ

一で実施してまいりましたが、学校から距離があるため、低学年児童にとって移動時の安全確保が課題となっております。令和8年4月からの供用開始により、低学年児童を優先的に学校敷地内のサテライト室で受け入れることで、安全・安心な移動環境を確保いたしました。

引き続き、地域ニーズに応じた放課後児童クラブの整備を推進するとともに、施設間の環境格差の解消を図りながら、安全で安心できる放課後の居場所の提供を通じて、待機児童の解消に努めてまいります。

- ・ 通学路の安全面での整備を行うべきである。地域の将来を託す希望である子どもの安全安心のために配慮をお願いする。

(担当:学校教育課)

毎年4月に各学校から通学路の危険箇所と思われる場所を報告願い、本年も7月に関係機関参集のもと、大崎市通学路等安全対策推進会議を開催し、安全対策について協議を行っております。また、8月には緊急度が高い箇所を優先に、現地による合同点検を関係部署立会いのもと実施し、安全対策を講じております。

- ・ 学校備品の一部に老朽化や破損が見受けられる。子どもたちが安心して学び、のびのびと活動できる環境を維持するためにも、早急に確認し必要に応じた修繕・更新をすべきである。

(担当:教育総務課)

学校備品につきましては、修繕だけでは対応できないものも見受けられ、各学校からの更新要望も年々増加している状況にあります。各学校から要望をもとに、緊急性・安全性の観点から優先順位をつけて整備を進めているところです。

子どもたちの安全・安心な学習環境を確保するため、今後におきましても、各学校からの要望を適切に把握し、迅速な対応に努め、現場の声を反映した実効性のある整備を進めてまいりたいと考えております。

財源が限られる中ではございますが、学校備品の適切な維持管理と計画的な更新に努め、教育環境の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 産業振興

宮城県による半導体ファブリーPSMCの誘致は水泡に帰したが、半導体に限らず大規模な製造業の誘致は、地域経済活性化の起爆剤として重要である。

企業(工場)誘致に関し、大崎市の持つポテンシャルを目に見える形でプロモーションに繋げ結果を出していかなければならない。

- ・ これまで伊藤市政では、企業(工場)誘致はオーダーメイド方式で行うとして来たが、それは待ちの戦略である。今後は、先行投資型＝既設により用地のみならず道路、上下

水道及び特別高圧電力も含めた一定規模の工場団地整備を行い、俊敏に誘致を進められる戦略に思い切った転換をすべきである。

(担当:産業商工課)

企業誘致におきましては、企業誘致の受け皿となる提案可能な用地の確保が課題となっており、新たな工業団地の創出に向けた検討を行っております。

一方で、工業団地の造成費は多額となることから、熊本県など他の地域でも行われている事例を参考としながら、民間企業による整備について検討や連携可能な事業者の探索を行っております。

今後は、民間企業と連携した工業団地造成の実現を目指して鋭意取り組んでまいります。

- 大崎市は、東北新幹線、東北縦貫自動車道、国道4号、陸羽東線、国道47号、国道108号等の結節点に位置し交通の要衝であり、その地の利を十分活かす為には、横軸の高速交通網整備が必須であり、みちのくウエストライン「新庄酒田道路・石巻新庄道路」の建設を強力に推進すべきである。

またこの地の利を最大限に活かすことができる流通業や物流拠点等の誘致を進め、地域経済の活性化、雇用創出へつなげるべきである。

(担当:都市計画課・産業商工課)

みちのくウエストライン(新庄酒田道路・石巻新庄道路)は、山形・宮城を結ぶ地域高規格道路として、物流効率化や災害時の代替路確保など地域発展に不可欠な事業であります。本市は、産業・観光の振興による地域経済の活性化、交通ネットワーク多重化による防災機能強化、救急搬送時間短縮など医療アクセス向上の観点から建設推進を要望しています。国・県と連携し要望活動を継続し、令和7年7月には両県知事を会長とする期成同盟会が設立、8月には財務大臣・国交省へ要望を実施しています。今後も連携を強化し早期整備の実現に向けた活動を推進してまいります。

企業誘致におきましては、企業誘致の受け皿となる提案可能な用地の確保が課題となっており、新たな工業団地の創出に向けた検討を行っております。

一方で、工業団地の造成費は多額となることから、熊本県など他の地域でも行われている事例を参考としながら、民間企業による整備について検討や連携可能な事業者の探索を行っております。

今後は、民間企業と連携した工業団地造成の実現を目指して鋭意取り組んでまいります。

- 東北自動車道化女沼スマートインターチェンジに隣接した化女沼周辺は南北に延びる大動脈と直結する優れた交通アクセスを有している。また周辺には農地・遊休地・耕作放棄地及び山林も多く今後の産業用地として整備・活用を検討すべきである。

(担当:産業商工課)

化女沼周辺地域の産業用地の整備・活用については、企業誘致の受け皿となる提案可能な用地の確保が課題となっており、新たな工業団地の創出に向けた検討を行っております。

一方で、工業団地の造成費は多額となることから、熊本県など他の地域でも行われている事例を参考としながら、民間企業による整備について検討や連携可能な事業者の探索を行っております。

今後は、民間企業と連携した工業団地造成の実現を目指して鋭意取り組んでまいります。

- ・ 雇用創出、民間活力向上につながる国内外の優良企業誘致と、大崎、宮城、東北の地の利を活かし大崎の地で持続可能で、大崎の発展に寄与できるスタートアップ企業のアシストフォローをすべきである。

(担当:産業商工課)

創業支援やスタートアップ事業の充実は重要な課題と捉え、令和6年度よりビジネスプランコンテスト事業を実施しております。創業支援やスタートアップ事業の支援を行う上で、支援機関との連携は重要であることから、一般社団法人おおさき産業推進機構などと連携しながら、魅力ある地域イメージを醸成し、市内外へ発信する事業の創出に向けて、地域としてのスタートアップ企業の支援体制について検討してまいります。

- ・ ナノテラスに地理的に近いという地の利を生かし、そして東北大学の技術を活用した事業を創出する仕組みづくりを産・学・官が三位一体となり推進すべきである。

(担当:産業商工課)

新たな事業や技術の開発に当たっては、東北大学の知見が課題解決につながるものが大きく期待されるところであり、これまでも地域の事業者との共同開発についても、(一社)おおさき産業推進機構の支援により取り組んで来ております。ナノテラスにつきましても、その分析能力が製品開発や技術開発での効果検証に威力を発揮することが期待されますので、引き続き、地域の事業者と東北大学との橋渡しができるよう、(一社)おおさき産業推進機構と連携しながら、対応してまいります。

- ・ (一社)おおさき産業推進機構設立の趣旨に沿って、内発型産業創造をなお一層推進すべきである。

(担当:産業商工課)

(一社)おおさき産業推進機構は、「連携・醸成・発信により次世代の産業と人材を創造」することをミッションとしております。このため、市内事業者の皆様が連携し、新たな知見を得られる機会の創出に加え、補助金等の競争的資金の活用支援など、市内事業者の支援に取り組んでおります。

新たな事業に取り組もうとする地域の事業者の皆様を支援できるよう、人材育成等を通じて当機構の支援体制を整備し、支援機能の強化を図ってまいります。

- ・ 観光資源のブラッシュアップ(例としては、潟沼周辺:外輪山でのトレッキング、SUP などの水上スポーツ並びに鳴子ダム周辺:ライトアップ、プロジェクションマッピング、楽器演奏及び SUP、ラフティングなどの水上スポーツ)及び DMO 設立による受け入れ態勢の整備促進によりインバウンドを含めた観光入込数(交流人口、関係人口)の増加を図るべきである。

(担当:観光交流課)

潟沼や鳴子ダムなどの自然やインフラを活用した観光コンテンツの整備につきましては、みやぎ大崎観光公社をはじめ関係団体などと連携を図りながら、その整備に努めているところであり、さらなる観光資源の整備に努めてまいります。

また、DMO 設立による受け入れ態勢の整備促進については、鳴子温泉地域における観光まちづくりに向けた一体感の醸成とそのためマネジメント組織の必要性について、一定の方向性が示されましたので、引き続き地域住民や関係団体の理解促進と、鳴子温泉地域としてのマネジメント組織設立に向けた取組に関し、行政として必要な支援に努めながら、宿泊客、観光客の入込数の増加に繋げてまいります。

- ・ 産業分野の補助制度を抜本的に見直して、小規模事業者や中小企業の投資を促し、生産性と収益性の向上支援を強化すべきである。

(担当:産業商工課)

小規模事業者や中小企業向けの支援につきましては、中小企業・小規模企業持続化補助金や中小企業及び小規模企業店舗改修・設備投資補助金として取り組んで参りましたが、内容について見直しが必要であるとの判断している状況であります。市内事業者の生産性向上や高付加価値化による競争力強化や変革を促進できるよう内容の見直しを行ってまいります。

- ・ 村井宮城県知事が先の選挙戦で公約した「民間資金を活用して約 15,000 人規模の新アリーナをローコストで整備する構想」に呼応し、大崎市が積極的に誘致活動を行うべきである。この誘致は、宮城県の課題である仙台一極集中の是正の面からも重要な取り組みであり、県外からの交通アクセスや宿泊施設のキャパから考えても大崎に優位性があり、さらにはJR古川駅周辺の活性化と陸羽東線利用拡大のためにも大変重要であり、精力的かつ積極的な誘致活動が必要と考える。

(担当:政策課)

本市は、東北新幹線や東北縦貫自動車道など地の利に恵まれた交通の要衝であり、鳴子温泉をはじめとする豊富な観光資源も有しております。アリーナの整備については、交流人口の拡大やJR古川駅周辺等の活性化、さらには陸羽東線の利用促進に大き

く寄与するものと認識しております。

なお、現時点においては、県から具体的な内容やスケジュールが示されていない状況にあります。今後は、県の動向を注視するとともに、貴会を含む誘致に向けた組織も設置されると伺っているため、市といたしましても設置される組織と連携しながら、誘致に向けて取り組んでまいります。

3. 商店街の活性化

市内各地にある商店街の衰退が著しい。

ロードサイドの大型店に顧客が流れ、客足がなくなったことが要因である。

大型店と差別化できる商品やサービスの創出が求められる。

街の賑わいを取り戻すためにも商店街の活性化が必要であり、街なかの賑わいは、市民共有の資源であり宝である。

よって、しっかりとした商店街の振興策が求められる。

- ・ 若者の創業支援、並びに移住者を引き込むこと及び地域おこし協力隊の募集で、古川中心部や旧町中心部の商店街を、消費者ニーズに応えられる商店街に再構築すべきである。

(担当:産業商工課)

商店街のにぎわい創出や事業者の魅力向上を目指し、デジタルを活用した事業への支援や創業支援補助金の整備を行い、商工団体等と連携しながら商店街の活性化を図っています。昨年は、国内外の提案者によるビジネスプランコンテストを実施し、地域資源を活用した新たな事業の創出にも力を入れております。

移住者を引き込むことについては、首都圏及び仙台圏等からの移住促進を図るため、おおさき移住支援センターを窓口として各種情報提供や、市内で活躍する移住者の情報発信を行うとともに、移住希望者の個々のニーズに寄り添った、きめ細やかな相談支援を行ってまいります。

また、本市では地域おこし協力隊を活用し、地域資源を活かした活性化や地域課題の解決に取り組んでおりますが、商店街活性化への活用については、今後の課題として調査、研究してまいります。

- ・ 以前から課題となっている古川駅周辺地区の賑わいの創出は、「JR古川駅周辺の活性化に関する研究会」等の活動で前進しているものと推察するが、現実として、目に見える形での成果は出ていない。そして、駅東にあった旧パチンコ店が撤退し建物の解体が進むが、その跡地が賑わいの創出につながるか市民の関心が高まっている。古川駅周辺地区は、大崎市、広域大崎圏及び宮城県北の『顔』であり、早期の活性化計画の策定と賑わい創出に向けた実効性のある行動を求める。(関連して、タクシー運転手のマナーへの評判が芳しくないため教育強化を促すべきである。)

(担当:都市計画課・まちづくり推進課)

本市にとって古川駅周辺地区の活性化は重要な課題であり、これまで「JR古川駅周辺の活性化に関する研究会」や古川駅前大通地区の地権者等で組織する「古川駅前大通地区まちづくりを考える会」において、意見交換や活性化手法等について勉強会が実施されてきました。

現在は、にぎわいと活力ある交流都市づくりを推進するため、同地区において現状の整理やまちづくりに関する課題の整理などの基礎調査を実施し、まちづくり方針の検討を行っているところです。

今後も引き続き調査を継続し、まちの賑わい創出に繋がるよう必要な支援を行ってまいります。

また、タクシーは、バスや鉄道とともに、本市の重要な公共交通であり、特に観光客の皆様にとって「おもてなし」の要となる重要な役割を担っていると認識しております。

現在、市内のタクシー事業者は運転手の高齢化や人材不足など多くの課題を抱えており、各々の会社の方針に基づき社員教育等を実施して運行にあたっているところですが、事業者も日々の対応に追われているのが現状です。

一方で、接遇の質が本市の印象を左右する点をご指摘のとおりであり、今後も、市民の皆様の声を大切にし、宮城県タクシー協会大崎支部とも連携しながら、接客向上に向けた取り組みを支援できるよう検討してまいります。

- ・ 伝統文化継承は地域のコミュニティ維持、人財育成、若者のふるさと回帰のきっかけ及び交流人口拡大等の側面あると考える。その視点からもイベントなどの開催に理解や補助を検討することで、商店街の活性化を図るべきである。

(担当:文化財課・産業商工課)

伝統文化継承では、市指定無形民俗文化財を保存継承する団体への補助金を交付しております。

また、本市では、市内の商店街等の活性化を通じて地域商業の振興を図ることを目的として、商店街活性化推進事業費補助金を交付しています。まちづくり活動に関連する団体等が実施するイベント事業や空き店舗活用事業に利用することができ、商店街の活性化につなげてまいります。また、伝統文化継承では、市指定無形民俗文化財を保存継承する団体、地域祭りにおいても、伝統的な祭りを継続的に実施していくことも踏まえ、お祭りの実行委員会等への補助金を交付しております。今後も、地域の歴史や文化を資源として活用しながら、商店街の活性化を進めてまいります。

- ・ イベントの時だけの集客にならないよう集客の工夫を図るべきである。

(担当:業商工課)

商店街振興は古川商工会議所や大崎商工会、玉造商工会と連携し活性化を図っております。支援団体との会議において情報共有を図りながら、継続的な支援を行ってまいります。

- 商店街は常時物資のストックあることから防災上も重要な存在である。従って、災害を見据え、商店街や地域との意思疎通を図るべきである。

(担当:業商工課)

商店街は、平常時から各店舗が商品を備蓄し、地域住民の生活を支える重要な拠点であり、個々の店舗の営業継続そのものが、災害時における物資供給機能の維持につながるものと認識しております。

市内の商店街振興組合等の商工団体につきましては、これまでも商工会議所および各商工会と連携し、定期的に意見交換の場を設けております。今後も、災害時の備えや対応に関する情報共有を進めるとともに、商店街や地域との意思疎通を図ってまいります。

また、災害時に地域の生活を支える商店街の役割を踏まえ、個店の事業継続が確保されるよう、関係団体と連携しながら必要な支援に取り組んでまいります。

- 地域の商店街にある中小企業・小規模事業者で使える電子ポイント(電子通貨)システムの導入を支援しキャッシュレス決済を推進すると共に、(仮称)ボランティアポイント、(仮称)福祉ポイント、(仮称)敬老ポイント、(仮称)健康ポイント、(仮称)プレミアムポイント、(仮称)利用ポイント等々様々なポイントを付与し、ポイントが地域内循環の血液となる様にすべきである。

(担当:業商工課)

ポイント事業の推進については、宮城県がスマートフォンアプリを活用した地域ポイント事業(みやぎポイント)の拡大を図っているところであり、市としても物価高騰対策の支援策として、みやぎポイントを活用したポイント配布を行っているところであります。市独自の地域通貨・地域ポイントについては、持続可能な仕組み作りが必要であるため、現在庁内において調査研究を行っているところであります。

- 人口減少、少子高齢化で地域の消費は減少の一途であり、店頭販売のみでは売上維持は難しい。売上 up を目指す事業者に対し、新商品開発やEC等販路開拓に資する支援として、補助金の拡充(大崎市中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金については補助率、限度額の増嵩と、申請内容が違っていれば何度でも申請可能とすべきである)、相談窓口のハードルを下げる工夫及び講習会/講演会等の勉強する機会を創出すべきである。

(担当:業商工課)

中小企業者・小規模企業者の創意工夫による売り方やデザイン改変等による販路開拓や新製品・新技術の開発等の取組を支援する目的として、「大崎市中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金」を交付しております。また、DX(産業の維持発展・デジタル化等)に向けた事業についても支援しております。

申請については、支援団体(古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会)を経由す

ることから、引き続き利便性の向上に向け協議を行ってまいります。

4. 防災対策、災害に強い社会資本整備及び社会資本の老朽化対策

令和6年7月25日の大雨に伴い運転を見合わせているJR陸羽東線の一部区間は、1年以上経過した10月末現在においても復旧の目処が立っていない。

沿線地区からは、不通に伴う利便性の悪化に対する不満と、復旧に向けた進捗状況が見えない事への不満及びこのまま廃線となってしまうかもしれないという危機感が強く示されている。そして同区間は、10/28の新聞報道では、JR東日本エリアで最低の収支率0.4%であることが報道され、廃線への不安は増加している。

- 代替バスの更なる増便(元のダイヤと同程度)をJRに求めるべきである。

(担当:まちづくり推進課)

令和6年7月の豪雨災害により、鳴子温泉から新庄間が不通となっております。令和6年8月23日から運行された代行バスは、往復1便の運行のみで代行としての役割とは言えないことから、増便の要望を行い、9月17日から往復3便となり、令和7年1月14日には、往復4便での運行となっております。

さらに、令和8年1月16日からは、土日・祝日の午前10時台の下り1便が増便されたところです。今後とも利用者のニーズを把握しながら、必要な要望を行ってまいります。

- 復旧に向けた状況の沿線住民への報告会を定期的(半年に一回程度)に開催する様にJRに求めるべきである。

(担当:まちづくり推進課)

本市はJRに対し、早期復旧について機会を捉え要望するとともに、加盟する鉄道整備期成同盟会等を通じて、働きかけてまいりました。そのような中、令和7年7月25日にJR東日本は、鳴子温泉から新庄間の復旧工事を行うことを公表しました。その後、国の災害復旧工事は8月、JRは9月から着手しております。運転再開までには、概ね2年を要するとの見解が示されたところですが、引き続き、JRには早期復旧と情報提供を求めてまいります。

なお、報告会開催の必要性につきましても、JRと協議してまいります。

- 早期復旧につなげる意味で、復旧工事に係る費用への助成を、JRと連携し国及び宮城県に対して求めるべきである。

(担当:まちづくり推進課)

本市としても、JRの復旧工事が早期に円滑に実施されるよう、国・県へ必要な財政支援についての要望を行っております。早期復旧に向けて関係機関への必要な働きかけを行ってまいります。

- ・ 不通と成っている区間で走行できる部分の線路を期間限定の観光コンテンツ(足こぎトロッコ、レールバイク体験等)として活用すべきである。

(担当:観光交流課)

JR陸羽東線については、令和6年7月の大雨被災により鳴子温泉駅～新庄駅間で運転を見合わせておりますが、昨年約2年の工期を見込み復旧工事に着手しているところであります。

そのような状況の中で、不通区間における足こぎトロッコやレールバイク体験等の観光コンテンツとしての活用につきましては、全国的な活用事例としても見受けられるところであり、観光客の呼び込みや地域の魅力を再発見してもらう機会として、鉄道ファンだけでなく一般の観光客にとっても大きな魅力になると思われまます。近隣の取組として一昨年にJR陸羽西線の運休区間で一度だけ、レールバイクの体験イベントが沿線活性化策として開催された事例がありますので、JR東日本に対しそのような活用策についてご相談申し上げ、実現の可能性を探ってまいります。

7年間で3度の洪水に見舞われた名蓋川、東日本台風(台風第19号)の洪水に見舞われた吉田川等、災害が頻発する昨今、防災の強化が強く求められている。また、高度成長期に作られた施設や構築物が多くあり、それらの老朽化が社会問題となっている。

- ・ 名蓋川を初めとする多田川ブロック河川の洪水対策の計画内容と進捗状況の市民への周知を適時適切に行うべきである。

(担当:都市計画課)

多田川流域(※1)では、令和7年3月に多田川、長堀川、大江川、渋井川、渋川、境掘川、名蓋川の7河川が特定都市河川流域の指定を受け、同年8月には「多田川流域 巧みな水管理と共に進化する流域治水協議会」が設立し、流域のあらゆる関係者が協働した「流域災害対策計画」の策定に取り組んでおります。

なお、現在、県では災害復旧助成事業による名蓋川の堤防の嵩上げ、堤防強化を実施しており、早期完了に向けて進められております。

また、渋井川では、多田川との合流部の水門が完成し、昨年9月から供用を開始しております。これまでの堤防補強とあわせて、平成27年関東・東北豪雨規模の洪水に対して、堤防からの越水氾濫を防ぐことが期待されております。

加えて合流処理対策として、排水機場の整備も実施しており、早期完成に向けて進められております。

さらに、国土交通省では鳴瀬川総合開発事業に着手し、鳴瀬川ダムの建設と漆沢ダムの再開発により、鳴瀬川の水位を低減させる対策が進められており、事業完了後には鳴瀬川の背水の影響を受けやすい多田川への負担の軽減も期待されております。

洪水対策による治水安全度の向上は、市民の皆様や事業者の方々の不安の解消と、暮らしの安定に直結することであると捉えておりますので、報道機関への情報提供を積極的に行うとともに、国や県をはじめ、本市においても広報やWebサイト等を活用

し、適時適切な周知に努めてまいります。※1. 多田川流域(=多田川ブロック河川)

- 河道の浚渫、河川内の支障木の除去による河川の流下能力の確保を、時限的ではなく継続的に実施すべきである。

(担当:建設課)

市が管理する河川や水路につきましては、令和2年度より緊急浚渫推進事業債を活用し、堆積土砂の撤去等を実施してまいりました。今後も引き続き河川や水路の堆積状況を調査・確認しながら、浸水被害の軽減を図れるように継続的に実施してまいります。

また、国や宮城県管理の河川についても、流下能力向上を図るため、河道掘削や支障木の撤去を積極的に実施していただいております。今後も継続的に実施していただけるよう、国及び宮城県に対し強く要望してまいります。

- 常襲冠水/浸水地帯(特に古川江合地区)の洪水(内水)対策の計画内容と進捗状況の市民への周知を適時適切に行うべきである。

(担当:下水道施設課)

近年、温暖化などの気候変動の影響で大雨の発生頻度が増加・激甚化しており、さらに宅地化の進行や低平地といった地形的要因も重なることで、市街地への浸水が深刻な状況にあります。

こうした中、古川地域における雨水対策事業につきましては、現在、古川地域李埵第1排水区の雨水管渠整備を下流側から順次進めるとともに、令和6年3月に策定した「大崎市雨水管理総合計画」において、排水区ごとの重要度や緊急度等を評価し、古川地域の江合、福沼、大江川沿線の一部区域を「最優先対策地区」に位置づけており、今後は、事業実施に向けた下水道法に基づく事業計画の変更などを進める予定としております。

事業の計画・実施にあたりましては、市街地の内水を効率的に排水する対策の計画内容や進捗状況等を周知したうえで、市民や関係者の意見を十分に踏まえた雨水対策事業を推進してまいります。

- 田んぼダムの促進につながるインセンティブの創設と、排水調整板設置経費への助成をすべきである。

(担当:農村環境整備課)

田んぼダムは、大雨が降った際、一時的に田んぼに水をためて、ゆっくり排水することで浸水被害を軽減する取組であり、令和7年度は市内の23組織、取組面積で約1700ヘクタールの田んぼダムの取組を実施しています。

現時点においては、農家の皆様には営農に支障のない範囲での協力をお願いしており、補償などは実施しておりませんが、多面的機能支払交付金の加算金なども周知

し、有効に活用しながら、地域全体で取り組めるよう、引き続き田んぼダムの推進に努めてまいります。

田んぼダムの促進につながるインセンティブの創設と、排水調整板設置経費への助成については、宮城県田んぼダム実証コンソーシアムを中心に、流域治水事業と共有し、国・県への要望を含めて検討を進めて参ります。

- ・ 公共施設の集約を行い老朽化した施設のスクラップを強力に進めるべきである。その為、各施設の利用状況や運営コスト等を”見える化”すると共に、スクラップで近くの施設が無くなり遠くの施設を利用しなくてはならない場合の”足の確保”としての公共交通網の整備を同時に議論すべきである。

(担当:行政管理課・まちづくり推進課)

本市では、人口減少や少子化の進行により、将来的に公共施設の利用ニーズが変化することが見込まれるため、すべての施設を現在のまま維持していくことは難しい状況にあります。

このため、公共施設等総合計画などに基づき、施設の有効活用や機能の集約化、老朽化した施設の見直しを進めております。

施設の維持・集約・廃止等の検討にあたっては、ご提言のとおり、利用状況、運営コスト、老朽化の程度などを踏まえ、客観的な情報に基づいて判断することが重要であると考えております。今後も、これらの情報の「見える化」に努めてまいります。

また、公共交通網の整備につきましては、利用する施設に応じて運行事業者等とも協議し、対応可能か併せて検討を進めてまいります。

- ・ 情報弱者(高齢者、子ども及び障がい者等)が利用可能な災害情報伝達手段の整備と、そうした方達を巻き込んだ災害情報伝達訓練(実地演習)の実施が必要である。

(担当:防災安全課)

災害情報伝達手段につきましては、防災行政無線、メール配信、緊急速報メール、防災行政無線テレホンサービス、市ウェブサイト等を組み合わせて発信しており、令和6年4月からは総合防災情報システムの稼働により、防災ポータルを通じたSNSでの情報発信も開始するなど、複数の媒体を活用した情報提供に努めております。

高齢者や子ども及び障がい者等のいわゆる「情報弱者」への対応については、スマートフォンやSNSの利用が難しい場合もあることから、既存の情報伝達手段を基本に、SNS・ウェブサイト等の文字情報も組み合わせ、「音声」「文字」の複数の手段を重ねて情報を提供することが重要と考えております。

また、難聴や視覚障がい者の希望世帯への防災行政無線の戸別受信機の設置も含め、要配慮者への個別対応に取り組んでおります。

引き続き、災害時には行政からの情報発信だけでなく、自主防災組織等による地域住民による相互の声かけなど、要配慮者への避難支援が重要となることから、総合防災訓練や自主防災組織が実施する訓練や研修会の内容にも情報弱者の方々も参加

できるような環境づくりを進めてまいります。

- ・ 災害時避難場所となる公園施設が、普段から活発に利用される様に施設の遊具の整備や除草などの環境整備を万全にすべきである。

(担当:建設課)

公園の遊具につきましては、公園を安心・安全にご利用いただくため、令和2年度から「遊具更新計画」に基づき、老朽化した既存公園の遊具更新を実施しており、令和6、7年度は、ふるさと納税を財源とした政策推進枠を活用して、遊具の更新を最優先に進め令和7年度に完了いたします。

また、除草などの環境整備につきましては、大崎市シルバー人材センターや公園の管理業者、地域の方と協定を締結しながら、定期的な清掃や除草を行っておりますが、利用される方のニーズに十分にお応え出来ていない状況もあると思いますので、今後も公園を利用される方々の声に耳を傾けながら、利用者に満足していただける公園となるよう、環境整備の充実を図ってまいります。

5. 有害鳥獣対策の強化

ツキノワグマの被害が甚大である。

従前の様な保護の対象として共生を目指すレベルでは到底地域の安全安心を維持できる状況ではなくなっている。別次元の国、県と一体となった緊急対策を求める。

- ・ クマ被害拡大の原因については諸説あるが、専門家の一致した見解は、保護の成果により個体数が過剰に増加し生息密度が異常に高まっていることで、生息域を拡大せざるを得ず人里への出没が増えているというものである。よって、より正確な個体数の把握及び生息域の特定と、生息密度の適正化に向けた積極的な捕獲、駆除を早急に進めるべきである。
- ・ その為に、箱わなの公費での購入、捕獲業務従事者の養成増員、捕獲インセンティブの創設を至急実施すべきである。
- ・ 公務員の狩猟免許取得を奨励し、又は狩猟免許所持者を任用する事で、市長の命令によりガバメントハンターが、機敏に有害鳥獣捕獲できる体制を構築すべきである。
- ・ 自衛隊及び警察の協力を得て、有害鳥獣捕獲体制をより強化すべきである。
- ・ 収穫しないままで果実が樹上に残されている柿、栗及び李などの木の伐採を強力に進める制度の創設を求める。

(上記5点 担当:農村環境整備課)

今年度は全国的に例年にないほどのツキノワグマによる被害が発生しております。本市においてはこれまで400件以上の目撃情報があり、被害としては、1件の人身被害のほか、飼い犬被害も発生しています。こういった状況を受け、本市では対策本部を立ち上げ、12月末まで「クマ出没緊急事態宣言」を発令し、注意喚起等の対策を行ったところです。クマ出没時の現場対応については、周辺への注意喚起を基本としながら、現場

調査を行い、必要な場合は箱わなを設置して捕獲を行います。また現場にクマが滞在している場合は、現場状況により追い払いや銃猟による対策を検討し、実施しております。

ツキノワグマについては、木の実の凶作や耕作放棄地の増加、個体数の増加等様々な要因により、人里への出没が増えていると考えられます。こういった状況を受け、国では個体数調査や捕獲報酬の増額等のクマ対策パッケージを制定しておりますので、本市でも捕獲用の箱わなや対策資材の購入、捕獲従事者の研修支援や後継者育成に向けた狩猟免許試験会場の誘致・免許取得助成、クマを誘引する柿の木や栗の木の伐採などの対策を進めてまいります。また行政主導で緊急的な状況に対応できるよう、以前より県北部機関への対策専門員の配置を求めており、8年度から2名が配置される見込みですので、今後は県と連携しながら機敏に現場対応できる体制構築に努めていくとともに、捕獲体制の強化に向け、自衛隊や警察の派遣等についても国や県へ要望を行ってまいります。

また、イノシシの被害も甚大である。

特に農業に与える影響が深刻で、対策に掛かる費用が農業経営を圧迫している。

また、対策が打てない農家は作付けを諦め耕作放棄地の拡大につながっており、それが、イノシシの隠れ家となり更に被害を拡大させる要因ともなっている。

イノシシの捕獲は、鳥獣被害対策実施隊の尽力でかなり実績を上げて来ているが、被害を根絶するまでには至っていない。また、ジビエ食肉処理加工施設に運び込まれる個体は、捕獲した一部に止まっており、ジビエに利用できる絶対量が足りていない。

- ・ ジビエ文化の創造の為に、市民限定で格安のジビエ食肉販売を企画すべきである。市民が実際に食すことで、ジビエ料理が広まるきっかけとなり、ジビエの美味しさを市外に向けて発信できるようになるのではないかな。
- ・ ジビエ食肉処理加工施設の円滑な稼働の為に、より多くの捕獲個体が運び込まれなくてはならない。捕獲する方達の技術の向上の為に技術講習会を開催すべきである。
- ・ ジビエ食肉処理加工施設に搬入される個体数の確保に向け、加美町など大崎圏域の町で捕獲された個体の受け入れも行うべきである。
- ・ 捕獲個体が一部しか運び込まれない要因を洗い出し、しっかり対策を講ずるべきである。（例えば、捕獲個体を収集するための保冷車の購入・配置、報奨金の見直しなど）
- ・ 豚熱の影響によるイノシシの個体数減少がジビエ供給に深刻な影響を及ぼしている。このままでは供給の減少と共にジビエ文化の断絶も懸念されるため、当面は他地域からの広域的な流通を支援することで、まずは文化を定着させる取り組みを行うべきである。

（上記5点 担当：農村環境整備課）

大崎ジビエについては、令和6年1月から稼働を開始し、同年4月から市内3つの道の駅で販売を開始しております。施設が処理加工する野生イノシシについては、捕獲したハンターが施設に搬入しますが、全国的に豚熱の感染が拡大している状況を受け、本市においては、鳥獣被害対策実施隊に対する研修会を例年実施しており、野生イノシシを安全・安心なジビエ食肉として流通させるために必要な捕獲に係る衛生管理の

知識や技術を学んだ方を「ジビエハンター」として登録し、ジビエハンターのみが施設にイノシシを搬入することができることとしております。本年度は12月に研修会を開催し、現在ジビエハンターは90名と人数も増加しており、これに伴い施設に搬入されるイノシシの頭数も上昇しております。また稼働開始から2年が経過し、施設の受け入れ態勢やジビエハンターとの連携体制も構築されつつあること、施設で保冷車を導入して捕獲現場まで引き取りに行く取り組みを行っていること、また施設に搬入した際の報奨金の上乗せ等を行っており、これらの取り組みにより今後更なる受入頭数の増加が期待されるところです。今後は広域的な連携も視野に入れながら、更なる受入頭数の増加に繋がる取り組みを進めて参ります。

ジビエ事業は、有害対策のほか、地域の活性化にも繋がるものとして期待されておりますが、そのためにはジビエが本市の文化として定着することが必要です。そのため、販売のみならず、これまで市民が参加する試食会や料理教室、各種催事での出展等を行っており、今後はこれらの展開を拡大するほか、市内飲食店や宿泊施設等への販売も拡大し、市民の手に振れやすい環境を整えながらジビエ文化の定着を進めて参ります。

- ・ 加害している個体の確実な捕獲と適正な密度管理のため、駆除を担っている猟友会員は高齢化もあり組織的活動効果が低い。市主導による新たなる駆除体制(市長の指揮の下で組織的に捕獲を実施する体制)の構築は急務である。

(担当:農村環境整備課)

駆除体制の構築につきましては、毎年、「捕獲対策」を担う大崎市鳥獣被害対策実施隊を対象に、さらなる捕獲技術の向上と対策技術の習得を図る研修会を開催するとともに、高齢化対策として、捕獲に必要な狩猟免許の取得費用支援と市内市有施設への試験会場の誘致を行い、担い手となる新規隊員の確保に務めております。併せて、8年度から県北部機関へ対策専門人が配置されることを受け、行政主導での広域的な連携体制の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

- ・ 対策は、直接被害を被っている農家等が行うものとせず、集落住民を巻き込んだ対策(集落単位での学習会や対策についての話し合いの場の創設)がなされる様に行政が関与し、対策の推進を図るべきである。
- ・ 被害を受けている、または被害を受けると予測される農家に対し、イノシシ対策の適切な指導と対策経費への十分な公的補助を行うべきである。(電気柵、物理柵等の侵入防止柵整備の促進と財政支援の更なる強化)

(上記2点 担当:農村環境整備課)

農地への侵入防止対策として、鳥獣被害防止総合支援事業等を活用して平成30年から集落ぐるみでの物理柵設置を進めており、これまでの設置延長は約110kmとなっており、今後も設置を推進してまいります。また、ソーラー電気柵の設置も進めており、平成30年から宮城県環境交付金を活用した導入経費の補助を行うことで、現在まで

約900件が設置され、今後も継続して支援を行ってまいります。

さらに、地域ぐるみ環境対策として、有害鳥獣を寄りつかせない、棲ませない環境づくりとして、収穫後の残渣(野菜くずなど)の放置・放棄をしない、収穫しない野菜や果実を放置しない(実をつけたままの柿の木を放置など)、定期的な草刈りなどが有効であることを学ぶため、毎年、国の有害鳥獣対策アドバイザーを招いて研修会を開催して啓発に努めております。

6. 大崎市の財政健全化と行政事務の効率化に向けて

平成の合併から20年、合併の目的の一つは行政事務の効率化であった。

行政事務の効率化を進め経常経費を極力減らし、普通建設事業等への財源配分を拡大することや、専門人材の登用育成で高度な行政サービスを市民に提供すると合併時に住民に説明していた。

昨今、ICTの発達により、行政事務の大部分が電子化され、ペーパーレス化、リモートアクセス、AI、RPA、及び電子的な個人認証の利用が具体的ものと成って来ている。

- 書かない窓口の導入で、窓口での待ち時間の短縮、手続きの簡素化が図られている様だが、リアルタイムで利用者へ現在の待ち時間をお知らせすべきである。

(担当:市民課)

庁舎1階フロア入口に発券機を導入し、現在の「お待ち的人数」をリアルタイムで表示しています。待ち時間はお客様の申請内容等により変わるため時間のお知らせは難しいですが、待ち人数の表示により市民サービスが向上しているものと考えております。

- 書かない窓口の導入で手続きが書かずに自動的に進められるのであれば、窓口を利用せずキオスク端末等で行政手続きができる様にすべきである。

(担当:市民課)

書かずに行政手続きが可能な住民票などの証明書発行についてはマイナンバーカードがあればコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機(マルチコピー機)で取得できるため、引き続きウェブサイト等での周知を図ってまいります。

- 更に進めて、窓口に出向かず手続きができるよう取り組んで欲しい。

(担当:市民課)

窓口に出向かず手続きができるよう、オンライン手続きができる項目の拡充を進めております。21項目(令和7年10月時点)から57項目(令和8年6月)へと順次拡充し、市民サービス、利便性の向上を推進してまいります。

- 電子化によるペーパーレス化が進んでいる様だが、それにより事務効率化がどれほど進み経常経費が低減され、意思決定がどれほど迅速化されたかが重要と考えるが、そ

これらの成果指標を数値化して公表し市民に見える形で進めるべきである。

(担当: デジタル戦略課)

本市のペーパーレス化については、これまで議会のタブレット導入による議案書等のデータ化や庁内会議のパソコンの活用により、行政文書の削減に取り組んできたところ
です。

会議におけるペーパーレス化については、全体の会議のうちペーパーレスの会議は令和6年度は58%(令和5年度は49%)となっており、印刷に要する時間や用紙代、印刷代の削減につながっているものと認識しております。

一方、ペーパーレス化は会議のみならず、電子決裁やオンライン申請など、行政事務全般にわたって取り組んでいるものであり、事務処理時間の削減量や印刷・用紙・郵送等の削減額など、成果を直接示す定量データを全庁的に把握することは、非常に煩雑になる可能性があります。

職員の負担にも配慮しながら、こういったデータを把握できるか、引き続き検討してまいります。

- かつて市役所に行くとならば回りで、手続きに長時間を要すると言われた。しかし、昨今は手続きの標準化が進んでいるものとする。標準化を進め、窓口のワンストップ化を推進すべきである。

(担当: 行政管理課)

令和5年5月の新庁舎開庁に合わせた組織改編により、住民異動や証明書発行などの受付窓口を1階に集約し、市民の利便性向上を意識したワンストップで手続きが完了する体制としております。また、2階には社会福祉課や消費生活センター、税務課などの各種相談窓口を配置したことで、市民の相談内容が多岐にわたり複数の部署に関係する場合でも、相談者ではなく職員が移動するワンストップ方式の相談体制をとっており、市民の利便性向上につながっているものと認識しています。

さらに、昨年12月から、市公式LINE(ライン)を活用した市民課窓口の事前予約の仕組みを導入しており、待ち時間の短縮に取り組んでいるところです。

今後も、手続きに関係する部署による申請情報の共有化により、申請者の手続きの軽減を図ることや、手続きのオンライン化を拡充することで、市役所に滞在する時間を短縮する取組を進めてまいります。

- 新型コロナを経験し民間ではキャッシュレス決済及びネット決済並びに自動釣銭機の利用が拡大している。市役所の窓口でも職員が現金を取り扱う事をやめ、コンビニ並みにキャッシュレスでの支払いや自動釣銭機による現金の授受ができる様にすべきである。そして、3連の紙の納付書を廃止すべきである。

(担当: 会計課)

本市においてもキャッシュレス納付を推進しており、市税等の納付では便利で確実

な口座振替の推奨をはじめ、Web 口座振替受付サービス、ペイジー口座振替受付サービスを行っております。また、一部の税においては納付書の二次元コードによりクレジットカードやインターネットバンキング等での支払いや電子納税が可能となっており、その他の税目においても順次拡充を図っています。

併せて、令和7年12月からLINE 公式アカウントによる証明書のオンライン請求・キャッシュレス決済を開始しており、今後も公金の収納環境の変化を踏まえ、地方税以外の公金についてもキャッシュレス納付など、市民の利便性向上、収納事務の効率化・合理化が図られるよう取り組んでまいります。

- 行政が持っているデータは商工業者に有益なデータが多いため、オープンデータの更なる拡充を図っていただきたい。

(担当: デジタル戦略課)

大崎市では、行政の透明性向上や地域課題の解決、産業の活性化につなげることを目的として、これまでもオープンデータの推進に取り組んできたところです。

また、令和4年10月からは宮城県及び県内市町村と連携した共同オープンデータポータルサイトを開設し、県内自治体のデータとあわせて検索及び利活用可能な環境の充実を図っております。令和6年度は新たに「子育て施設一覧」についてのデータを追加し、「指定緊急避難場所一覧」、「文化財一覧」、「公共施設一覧」のデータについては更新しました。

オープンデータの更なる拡充については、地域活性化につながる重要な視点と捉え、他自治体や国の事例も参考としながら、公開可能なものから順次拡充を図り、利活用の推進に努めてまいります。

- 地域の御用聞き機能として、総合支所の権限及び機能を強化すると共に、行政事務の効率化で浮いた人員を各総合支所の市民相談業務に配置して欲しい。

(担当: 行政管理課)

本市の組織機構の改編については、平成24年2月に策定した大崎市組織機構再編計画に基づき実施してまいりました。この計画において、総合支所については市民に身近な行政サービスを提供する「地域の総合窓口」として位置づけ、「市民に身近な窓口業務」、「市民の安全安心を守る業務」、「市民協働の推進に関する業務」及び「産業振興支援業務」を担うための組織と明示した上で、定員管理計画において職員数の適正化を図っております。

今後も、再編計画に掲げる「市民にとって分かりやすく利用しやすい、市民とともに歩む組織」「限られた人材を最大限に活かした効率的な組織」において、市民サービスの向上を図ってまいります。

- マイナ保険証の実施に向けて、情報弱者が国の施策に乗り遅れることがないように IT 講習会の開催等を実施すべきである。

(担当:保険年金課)

「スマホ講習会講師派遣サービス」の中で「スマホの基本とマイナ保険証」という講座や「保険証廃止後の受診のしかた出前学習会」を実施しております。いずれも、実施希望団体の指定する場所に出向き、参加者に寄り添いながら実施しておりますのでご相談ください。

なお、医療機関等に設置されたカードリーダーは、当初に比べて操作が簡略化され、医療機関等では丁寧な利用説明が行われております。

- ・ 大崎地域5市町が行政事務の共同化を検討しているが、広域での事務処理の連携を拡充するとともに高度化及び複雑化する事務作業に対応できる様な専門的な体制の構築も併せて検討すべきである。

(担当:行政管理課)

大崎地域1市4町は、人口減少社会に対応するための取組として、令和6年7月に、「大崎地域1市4町事務共同化に向けた検討会議」を設置し、事務の効率化及び財政の歳出抑制を図るための検討を行ってまいりました。

検討会議では、一部事務組合による事務の共同処理を念頭に検討を開始したものでありましたが、今回は、スケールメリットを発揮できる規模の事務事業の整理には至りませんでした。

この検討会議による検討につきましては、いったん終了いたしますが、国においても自治体行政のあり方を検討する動きがありますことから、将来に向けての事務共同化につきましては、大崎定住自立圏のプラットフォーム等を活用して、調査研究を引き続き行ってまいります。

- ・ ここしばらく、財政調整基金頼みの財政運営を続けているが、市財政再建を真剣に考える時期に来ている。かつて実施した事業仕分けはあまり成果を出せなかったが、今回の市財政健全化に当たっては事務事業の総棚ざらえを行い、事務事業の必要性、目的、目指す成果(KPI等)、有効性及び効率性などをゼロベースで客観的に評価し、廃止、縮小及び拡大に分類し、その分類に従って事務事業の整理整頓を確実行うべきである。

(担当:財政課)

ここ数年は、歳入に見合った歳出規模への転換を図ることが難しい状況が続き、財政調整基金の取り崩しによって予算の収支調整を行っている状況にあります。

令和8年度当初予算編成におきましては、厳しい財政状況に鑑み、行財政運営の改革に向けた基本方針に沿って、財政調整基金の繰出しを行わない方針で臨んだところでしたが、人件費及び扶助費等の義務的経費の増加、物価高騰による経常的経費の増加が抑えきれず、市長・市議選に係る経費や将来的に税収が見込める企業立地奨励金など事業を限定して、年度内に積み戻しできる範囲内で財政調整基金を投下する措置を講じました。

災害等の突発的な財政出動に備え、また、新たな行政課題に対応するための政策的予算の財源とするためにも、ここ数年間は歳出削減に取組みつつ歳入確保に努め、基本方針の中長期ミッションに掲げた50億円の財政調整基金残高を確保することが、持続可能な財政運営を進めるにあたり、特に重要だと認識しております。財政健全化の取り組みにつきましては、市民生活や地域経済への影響を勘案しつつも、時代に即した事業目的や効果の検証と、公平性、必要性、重要度等の視点から既存事業の再点検を行い、事務事業のスクラップや事業内容の見直しに取り組んでまいります。

- ・ 当面は財政再建路線を堅持し、少子高齢社会を見据え、世代間の負担の公平性を是正し、将来世代への負担の先送りを示す将来負担比率を改善する努力をすべきである。

(担当:財政課)

財政の健全化判断比率の一つとなります「将来負担比率」は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、財政規模に対しどの程度かを表す指標となります。本市の状況としては、平成30年度決算以降、地方債現在高を主とした将来負担額が増加するとともに、充当可能財源となります財政調整基金の残高が減少していることから、数値が年々悪化している状況にあります。

今後は、将来の負担となる地方債残高を減少させるためにも、ハード事業をより計画的に実施することとし、元金償還額の範囲内での地方債発行額を調整してまいります。

また、地方債の発行にあたっては、交付税などの財政措置のある有利なものを活用することとし、将来世代への負担の先送りを減らす努力を行ってまいります。

- ・ 行財政改革の一丁目一番地は、人事制度と人材(財)育成である。公務員としての基本となる資質を高めることは当然として、民間感覚を取り入れ、市民がクライアントであり事業者がパートナーであるとの認識に立ち、市民の福祉増進に正面から向き合う為の能力育成に取り組んで欲しい。そして、目指す職員の姿として「市民とともに創造・実現できる職員」「信頼される職員」「課題解決に向け自ら政策提言できる職員」を掲げ、同時に目指す職場の姿として「会話や議論を大切にす風通しの良い職場」「支えあい尊重しあう職場」「達成し成長できる職場」を掲げているとの事だが、年度ごとのそれぞれの目標に対する達成度合いを見える化し公表すべきである。(人財育成課)

(担当:人財育成課)

職員の人財育成については、人財育成基本方針及び人財育成アクションプランを策定し、職員の能力開発、キャリア形成の支援などによる人財育成、より良い職場づくりに向けた取組みを具体化しています。

目指す職員の姿や目指す職場の姿には、それぞれに明確な基準がないことから、定量的に達成度合いを測ることは行っておりません。一方で、宮城県市町村職員研修所における階層別研修において、発想力や創造力を育成する研修、政策形成のプロ

セス等を学ぶ研修などを受講させるとともに、課題解決力や政策企画力を養う研修にも定期的に職員を派遣し、人財の育成に取り組んでいるところです。

また、職場環境についても、職員意識調査による職場の課題を把握し、その結果を踏まえた環境改善に取り組んでいます。

今後も基本方針及びアクションプランに基づき、各階層等に応じた研修による職員の育成、自己研鑽の推奨、総合支所勤務を含めたジョブローテーション、職場の環境改善などに取り組んでまいります。

- ・ 職員の知識・スキルアップのため、民間企業及び団体、並びに大崎地域広域圏内で積極的に職員の人事交流をすべきである。

(担当:人財育成課)

大崎定住自立圏共生ビジョンにおいて、「圏域市町職員の育成」を掲げ、具体的な取組として、「圏域市町職員を対象とした人事交流及び職員研修を実施する。」としています。

人事交流につきましては、毎年2名(大崎市から町へ1名、町から大崎市へ1名)の職員派遣を行っています。職員研修においても、他市町の職員が受講できるよう研修情報を関係市町へ提供しています。

また、人事主管課の事業に限らず、各部署においても大崎圏域での協議の場を設けるなど、連携した取組や研修の実施などを行っています。

今後も大崎圏域での連携は重要であると認識していることから、人財育成に加え、各種事業についても、必要に応じ連携しながら取り組んでまいります。

7. 環境と共生可能で持続可能な再生可能エネルギーの普及拡大

- ・ 総論としては、国家目標である2050年ゼロ・カーボン(カーボンニュートラル)に向け、市内における再生可能エネルギー導入を積極的に推進し、市民や企業のゼロ・カーボンに対する認識を深め推進の機運を高めて欲しい。

(担当:環境保全課)

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民や事業者の皆様との協働による取り組みが重要であり、地域に賦存する再生可能エネルギーを有効に活用していくことも大切なことと捉えております。

本市の豊かな自然環境や市民の生活環境等と調和した形で、安全・安心を前提に再生可能エネルギーの導入が図られるよう推進するとともに、各主体の取り組みが推進するよう、再エネ設備の導入支援や環境教育事業などを通じて機運を醸成してまいります。

- ・ その際、市内事業者が、再生可能エネルギー関連ビジネス、省エネビジネス等、新しい産業の創造に取り組める環境(人材育成も含め)の整備をおおさき産業推進機構のミッションとすべきである。

(担当:産業商工課)

おおさき産業推進機構は、「連携・醸成・発信により次世代の産業と人材を創造」することをミッションとしております。このため、市内事業者の皆様が連携し、新たな知見を得られる機会の創出に加え、補助金等の競争的資金の活用支援など、市内事業者の支援に取り組んでおります。

新たな事業に取り組もうとする地域の事業者の皆様を支援できるよう、人材育成等を通じて当機構の支援体制を整備し、支援機能の強化を図ってまいります。

- 再エネへの取り組みで、地域でお金が回り、地域が活性化する様な取り組みのパイロット的な事業として行政が率先して実証事業(例えば、小水力発電)を立ち上げ、民間の取り組みの呼び水と成る様に取り組むべきである。

(担当:産業商工課)

再生可能エネルギーへの取り組みは、持続可能な循環型社会の形成に大きく貢献し、地域の活性化にもつながります。地域でお金が循環し活性化するために、具体的な実証事業については、市は事業所支援を行い、補助金の提供やノウハウの共有、周知活動などを通じて、地域全体で再生可能エネルギーの利活用を推進しております。

- 一方、各論としては、太陽光発電は、景観・自然環境の破壊が著しいので山林の開発ではない既存ゴルフ場用地等への建設の場合においても、メガソーラーに対して強い規制をかけるべきである。

(担当:環境保全課)

本市では、令和3年3月に「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、事業着手前の事前協議及び事業計画の届出を義務付け、自然環境の破壊等の未然の防止を図っております。

また、事業計画が自然環境等に重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合には、事業者に対して助言、指導又は勧告を行うこととしております。

林地開発の対象とならない既存ゴルフ場用地等へのメガソーラー設置については、土地所有者の財産権を考慮しながら、国や県とも連携して、適切に対応してまいります。

現在、国では、10キロワット以上の発電所を対象とした設備の安全性の確認、景観・眺望を損なう開発の防止等について、電気事業法や景観法などの改正を含む検討が進められております。本市としましても、地域の自然環境保全と持続可能なエネルギー開発の両立は極めて重要であることに鑑み、今後の動向を注視してまいります。

- また、地熱開発に関しても、既存の温泉(源泉)に対する影響、地下の重金属等の有害物質の拡散による影響、暴噴事故(北海道蘭越町の事故例有り)などによる自然環境や周辺の住環境への影響が大きく、慎重な対応が必要であり、計画の調査段階から条例等による法規制に沿って必要なチェックを行い、開発による周辺への影響や事業者の計画実施能力を見極め、適正かつ安全安心な事業運営ができることを確認し

た上で事業を進める様に強力な指導を行うべきである。

(担当:環境保全課)

本市には観光産業を支える貴重な温泉源があることから、地熱資源が地域の重要な共有資源であるという認識の下、地熱資源の保護と将来にわたる持続可能な活用を図るため、「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の一部改正を行い、令和7年度から施行しています。

この改正により、事業者は地下資源調査の段階から市と事前協議を行うこととなり、早い段階から事業計画をチェックし、必要に応じて助言・指導ができることとなりました。引き続き、自然環境や周辺住環境への悪影響が発生しないよう、適正かつ安全安心な再エネ事業の導入が図られるよう対応してまいります。

- そして、風力発電に関しては、環境との調和、環境への影響、特に観光地での景観への影響をしっかりと事前に評価する事を求め、地域住民との良好なコミュニケーションがとられる様に行政が積極的に指導助言すべきである。更に、発電設備から直線距離2km以内に住家がある場合、影響をより慎重に多角的に評価し住民の不安に寄り添い配慮することを指導助言すべきである。

(担当:環境保全課)

風力発電設備の設置にあたっては、「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、自然環境等の保護と周辺地域住民の理解を前提として事業を進めていただく必要があります。

本条例では、事業の影響を考慮した範囲での住民説明会の実施や住民等の意見に対する適切な対応を規定しておりますので、その状況も確認しながら、必要に応じて助言・指導を行ってまいります。

- その他、市民生活に調和し、当該地域に直接的な恩恵がもたせられる様に、企業版ふるさと納税を呼びかけるなどの地域活性化に寄与する形での地域再生可能エネルギーの導入を推進して欲しい。

(担当:環境保全課)

ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを加速させるためには、地域に賦存する再生可能エネルギーを有効に活用していく必要があります。

そのためには、安全・安心な導入はもちろん、貴見のような取り組みやエネルギーの地産地消などについて、事業を計画する企業と協議しながら、地域に裨益する形での再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいります。

- 国際的なエネルギー価格の高騰や気候変動の影響を受け、地域における安定的かつ持続可能なエネルギー供給体制の構築が急務となっている。よって、地域に賦存する未利用バイオマスの活用や、耕作放棄地をエネルギー用作物の育成地として利用す

るなど、地域特性を活かしたバイオマス発電や用水路や河川など既存のインフラを活用した小水力発電の導入など、エネルギーミックスを多様化することで、出力の安定化と全体の電力量の底上げを図るべきである。

(担当:産業商工課)

バイオマス産業都市構想の各プロジェクトの推進や事業者が工場等の新設等で二酸化炭素排出削減に寄与する設備投資をした場合の支援などを行っており、今後も電源構成割合に対する再生可能エネルギー割合の向上や地域資源を活用したエネルギーの地産地消を図るとともに、地域産業での再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。